

～地域包括ケア病床のご案内～

地域包括ケア病床とは

急性期での入院治療後、病状が安定した患者様に対して、在宅復帰に向けて医療管理、診療、看護、リハビリを行うことを目的とした病床です。

また、在宅・施設において療養されている患者様の病状悪化に伴う入院加療や、予防のためのリハビリを行い、安定した療養生活を支援する役割も果たします。

対象となる方

1. 急性期での入院診療（肺炎・骨折・手術など）により症状が改善したが、もう少し経過観察を行い、在宅復帰に向けた療養（リハビリ）や準備が必要な方
2. 自宅や施設等で療養中に、肺炎や発熱、ケガなどにより、入院加療が必要な方や、日常生活動作（ADL）向上のためのリハビリテーションが必要な方

① 急性期病院

- 急性期治療後のリハビリ希望
- 在宅調整準備が必要

② 在宅・施設

- 肺炎や発熱、ケガなどの治療・療養目的
- ADL向上のためのリハビリ希望

地域包括ケア 病床へ入院



- 療養の継続
- リハビリの実施
- 在宅復帰準備
- 60日以内**の退院

在宅退院 施設入所



地域包括ケア病床に入院すると

在宅復帰をスムーズに行うために、「在宅復帰支援計画」に基づいて、主治医、看護師、管理栄養士、リハビリスタッフ、在宅復帰支援担当者（医療ソーシャルワーカー）等が協力して、効率的かつ積極的に患者様のリハビリや在宅支援（相談・準備等）を行っていきます。

入院期間について

該当病床に入室後、**最長60日以内**での退院が原則です。

入院費について

入院費は定額で、入院基本料・画像診断料・検査料・処置料・注射料・投薬料・リハビリテーション等ほとんどの費用が含まれています。詳しくは医事課職員にお問い合わせください。

入院に対する留意点

一般的な血液検査・レントゲン検査・投薬治療は可能ですが、一般病棟で行うような高額な医薬品の投与や特殊な検査などには対応できません。病状の変化により、主治医が集中的な治療が必要と判断すれば、一般病棟に転棟する場合もございます。あらかじめご了承ください。

